

審 議 会 等 会 議 録

発 言 者 ・ 会 議 の て ん 末 ・ 概 要

1 開 会

司会（染谷課長）

皆さん、こんにちは。定刻になりましたので、ただ今から令和5年度第2回久喜市児童福祉審議会を開催いたします。本日の司会進行を務めさせていただきます、子ども未来課の染谷でございます。よろしくお願いいたします。

それでは、本日の出席委員数について、ご報告申し上げます。委員15人中、出席委員12人で過半数に達しております。本審議会は、久喜市児童福祉審議会条例第6条第2項の規定により成立いたしますことをご報告いたします。なお、山本千恵子委員、小林 保委員、矢羽田梨絵子委員におかれましては、欠席とのご連絡をいただいております。

次に、会議の公開と、会議録の作成につきまして、皆さまにご了解をいただく事項がございます。会議の公開でございますが、久喜市では審議会等の会議は原則公開とし、会議の傍聴を認めておりますことから、本審議会も傍聴を希望される方がおりました場合は、対応させていただきますのでご了解をいただきたいと存じます。

本会議の内容につきましては、事務局におきまして会議録としてまとめる関係上、録音をさせていただきますので、この点につきましてもご了解をいただきたいと存じます。

また、本日は、久喜市こども計画策定等支援業務委託の受託業者である株式会社ぎょうせい の3名にも同席いただいておりますことをご報告させていただきます。

それでは、次第に従いまして進めさせていただきます。

次第の「2 あいさつ」としまして、吉倉会長からごあいさつをいただきたいと存じます。

2 あいさつ

吉倉会長

それでは、改めまして、本年もよろしくお願いいたします。

今日も朝ニュースで続報をやっておりましたが、今年は今明けから大きな地震があつて、被災されている方々の本当に大変な状況が報道されています。それだけでもショックなことなのに、次の日にはまた大きな航空機の事故と不安な状況がございます。いろんなことが日々次々と起こっておりますので、特に子どもたちを取り巻く環境は待たなしで進むと思います。

今日の会議も重要なことが提起されており、皆さまご多用のところをお越しいただいたことに大変感謝しております。

なぜこの時期にということですが、資料の中にもスケジュールで示されておりますとおり、大変タイトな形でいろんなことを決定していかなければならないという状況がございます。そのため、この年の初めのお忙しいときですが、お集まりをいただいたというところでございます。

ぜひ今日は皆さまのお立場から、ご意見をたくさん頂戴できればと思っておりますので、どうぞよろしくお願いいたします。以上でございます。

2 議 事

司会（染谷課長）

ありがとうございました。

次に、議事に入ります前に、本日の資料の確認をさせていただきます。事前に送付をさせていただきました資料を併せてお手元にご用意をお願いいたします。

まず、事前にお送りした資料として、

- ・次第
- ・資料1 久喜市こども計画について
- ・資料2-1 子ども・子育て支援施策に関するアンケート調査就学前児童保護者様（案）
- ・資料2-2 子ども・子育て支援施策に関するアンケート調査小学生保護者様（案）
- ・資料3-1 久喜市子どもの生活に関する調査【小学生票】（案）
- ・資料3-2 久喜市子どもの生活に関する調査【中学生票】（案）

・資料3-3 久喜市子どもの生活に関する調査【保護者票】ご協力のお願い（案）

続きまして、本日机の上に置かせていただいた資料です。

・資料4 こども大綱

以上、資料はお揃いでしょうか。お手元に無い資料がございましたら、お持ちいたしますので、お申し出いただきたいと存じます。

それでは、次第3、議事に移らせていただきます。

議長につきましては、久喜市児童福祉審議会条例第6条に基づき会長が議長となりますので、吉倉会長に議長をお願いします。

（1）久喜市こども計画の策定について

議長（吉倉会長）

それでは、議事に入らせていただきます。

先ほど、事務局から会議録の作成について説明がありましたが、事務局が会議録を作成後、代表の2名の方に署名をいただきたいと思います。前回、令和5年7月13日に開催した際は、内田委員と原委員が署名人となりました。引き続き、出席者の中から名簿順で、今回は、細矢委員と私、吉倉を署名人といたしますので、よろしく願いいたします。

それでは、本日の議題に移りたいと思います。議事の（1）久喜市こども計画の策定について事務局から説明をお願いします。

事務局（佐藤主幹）

（資料1に基づき説明）

議長（吉倉会長）

ありがとうございました。

計画に係る概要と、そのための調査についてのご説明がございました。事前にお配りをさせていただいている内容でございます。ご意見、ご質問等ありましたら受け付けたいと思うので

すが、いかがでございましょうか。

奈良委員

奈良と申します。今年もよろしくお願ひします。

各調査の実施概要のところの②の子どもの生活状況調査、子どもの貧困対策の推進に関する調査について、県と同じ項目について調査を行うということで、対象が小学校5年生以上というところで、私が他の資料を読み解くことができなかつたからかもしれないのですが、疑問に思つたことが1つあります。対象が小学校5年生以上という、ちょうど思春期で、生活貧困に関して、例えば中学生でダイエットとか、そういうことを考慮して、いろいろなことで調査結果が変わつてきてしまうのではないか、なぜ低学年を入れなかつたのか、ということが気になりました。それについて教えていただきたいと思ひました。よろしくお願ひします。

議長（吉倉会長）

はい、ありがとうございます。

これは、5年生と中学2年生が対象なので、もうちょっと小さい子を入れなくていいのかというご質問でよろしいですか。その点について、事務局いかがでしょうか。

事務局（佐藤主幹）

はい。この調査につきましては、保護者とその家庭の状況を把握するために行うものになります。お子さんが、思春期ということで、なぜ低学年を聞いていないかというところですけども、その家庭の状況が自覚できるのが高学年ということになろうかと思ひます。自分が客観的に家庭の状況を把握できて、回答できるというところで小学5年生と中学2年生を対象に行うというものです。これは、内閣府が貧困の調査を各自治体でバラバラでやつていたものを、全国の比較ができるようにということで、調査様式を例示したものがベースになっております。そのため、全国の小学校5年生、中学校2年生を対象に、同じ項目で聞いた結果を市町村のその状況として比較検討ができるということで、示されたその内容をそのまま使用して埼玉

県が調査を行っております。

その埼玉県の調査をもとに、久喜市でも同じ内容で実施したいという趣旨で、今回お示しした調査票となっております。

議長（吉倉会長）

今のご説明ですと、全国規模のレベルでやっていて、県も先行してやっているので、久喜市もそれで小学5年生と中学2年生全員に聞けば、母数が広がるということで、より調査の結果が久喜市に合ったものが求められる。県がやったものに乗っかるというような趣旨でここに入れるということよろしいですか。

事務局（佐藤主幹）

はい、おっしゃる通りです。

議長（吉倉会長）

いかがでしょうか、奈良委員さん。

奈良委員

説明はよくわかりました。ただ、学童の立場から言うと、子どもの貧困は低学年の方がよりわかるので、質問させていただきました。

議長（吉倉会長）

そうですね。日々、小さいお子さんと接していると、そういうことを実感なさるかなというふうに思います。ありがとうございました。他にいかがでしょうか。

原委員

このアンケートの対象なんですけれども、こども基本法によると、こどもの定義は、心身の

発達の過程にあるものという抽象的な表現です。こども基本法では、18歳や20歳といった年齢で、というふうに解説されております。このアンケート対象を見ますと、小学生・中学生、義務教育で対象が絞りやすいというところがあるかと思えます。こどもの定義による16歳以上のこどもに対してのアンケートはどう考えているのでしょうか。

あと、小学校・中学校でアンケートを配布するということが書かれておりますけれど、不登校の子どもに対してはどういうふうに捉えているのでしょうか。その点をお伺いしたいと思います。

議長（吉倉会長）

ありがとうございます。今のご質問では、こどもの定義として、小中学校だけでいいのか。もうちょっと大きなところで、16歳以上も対象になるのではないかということと、小中学校という括りではあるけれども、学校に行けない不登校の子どもこそアンケートを取るべきではないかと。なかなか訴えられないお子さんたちもいらっしゃいますよね。そんなことも含めて、アンケートに対して、どうなんですかというご質問でよろしいでしょうか。

事務局さん、いかがでしょうか。

事務局（佐藤主幹）

義務教育以上の児童についての調査はどうなのかというご質問だと思います。子ども・若者に関する計画がこれまで久喜市の計画にはなかったわけですが、今回の大綱に基づき、そういった子ども・若者の施策に関するものも計画を一体として作成していくということになりましたので、そこのニーズ調査につきましては、今後行う予定の④の、こども基本法の11条に基づくこども等の意見等の調査の中で、実施していきたいと考えております。

また、不登校のお子さんの回答につきましては、学校の協力も得ながら、学校で配られた端末を使用してリモート授業等をしておりますので、学校で配られた端末を使い、回答していただく予定でおりますので、家にいても調査の回答ができないということはないようにして参りたいと考えております。

議長（吉倉会長）

今の回答なんですけれども、1つは確かに今まで大きい年代の16歳から上の方のニーズなり状況がわかっていなかったのも、今回のこども大綱に基づいて、計画にありますように、①から④までアンケート調査をとる予定になっているので、その④のところ、こども基本法に基づくこども大綱に基づく計画の策定に必要な調査というところで拾っていかうという事務局さんのお答えでした。

それから不登校の子どもについては、学校に来ない子にも、配布された端末を活用してもらっているのも、学校を通してなんですけれども、その子どもさんが端末でアンケート調査に臨むことができます。もちろん他の皆さんも、その端末でアンケートの答えを出すんですね。なので、不登校で学校に来られないお子さんでも参加してもらえると、それから、あなたというのは特定しませんよというようなことが注意書きにもありますので、おそらくみんな参加してもらえるのではないかと。家庭でできるということは大きなメリットかなというふうに思いますので、学校の協力なしにはなかなか難しいと思うのですが、そういうお子さんでも手の届くところで実施しますということです。よろしいでしょうか。

他にいかがでしょうか。

高橋委員

今、端末からの回答、Webの回答というお話があったんですけども、実際、名前は書かないで、あなたがどのように答えたかわかりませんと注意書きありますが、端末からの回答になると実際のところは、誰からの回答っていうのはわかってしまうところがあるのかなのか、そのあたりをお願いします。中学生ぐらいだと、ネット状況がわかっていて、気にするのかなと思ひまして、お願いします。

議長（吉倉委員）

ネットの影の部分とかね、よく言われますのでね。子どもさんの特定というところが不安だというようなお話でした。流出というようなことも不安も含めて、Web回答で、個人のプラ

イバシーや誰がどうなんだという特定が不安だというようなご意見でした。

事務局さんいかがでしょうか。

事務局（佐藤主幹）

I Dを付与しまして、そこからしかサイトに行けないという調査の入口を作り、そこで回答していただくという方法をとりますので、外部に漏れるということは決してありません。また、記名もしませんので、学校ごとの人数とその回答率は出てくる予定ですけれども、個人を特定するようなことはしないで調査を実施できます。

議長（吉倉委員）

個人の特定はないと。ただ学校ごとの集計値は出てくるので、確かに学校ごとの特質っていうのは出てくるかなというふうには推測はできますけど、とりあえず入口が1つ、ここだけというふうになっているので、それは他からアクセスしてとかそういうことはないということによろしいでしょうか。

事務局（佐藤主幹）

はい。

議長（吉倉委員）

他にいかがでしょうか。

原委員

これからアンケート内容についてご説明されると思うんですけど、このアンケートの内容っていうのは、こども大綱の資料の54ページと55ページのこどもまんなか社会の実現に向けた数値目標を踏まえてアンケートを作成されているのでしょうか。

議長（吉倉委員）

アンケートの内容について、大綱に示された54ページにこどもまんなか社会の実現に向けた数値目標等が上がっておりますが、このあたりを勘案したアンケート調査なのかというご質問でよろしいですか。アンケート調査の内容につきまして、その項目がこちらに合致しているのかどうかというようなご質問だと思いますが、事務局さんいかがでしょうか。

事務局（佐藤主幹）

これは国の方でいろいろな大綱をまとめてこども大綱を作っておりますので、そのそれぞれの大綱の指標、これまでの現状とそういったものを今後の目標等に設定しているものだと思います。もちろんこの国の指標をもとに、実際久喜市はどうかというところで調査をかけまして、久喜市で足りているところや、目標値をどう設定していくかというのは、この指標を参考にはしながら、新たな久喜市の計画として、目標値等を設定していくことになろうかと思っています。

議長（吉倉委員）

事務局さんからは、ここに掲げられた数値目標も参考にしているということですね。何しろ大綱が12月22日に出たところに記載があります。もちろん今まで子どもについて久喜市は取り組んできているわけですね。ですからアンケート調査はもちろんこれが全国的な目安として目標とか項目とか掲げられていると思いますが、以前の久喜が作った子育て応援プランであるとか国のいろいろな支援事業についての目標であるとか、そういうものを踏まえた上でのもので、これも原委員さんのおっしゃるように参考にしているということだと思います。

他にいかがでしょうか。

それでは、他にご意見もないようですので、子ども・子育て支援施策に関するアンケート調査について、事務局から説明をよろしく申し上げます。

事務局（佐藤主幹）

（資料２－１、資料２－２に基づき説明）

議長（吉倉委員）

ありがとうございました。

それでは、子ども・子育て支援施策に関するアンケート調査について、資料２－１ 就学前児童保護者様案（案）と資料２－２ 小学生保護者様（案）、この２点につきまして、ご質問、ご意見ございましたら、お願いしたいと思います。

大木委員

資料２－１、就学前児童保護者様の５ページの間１２、間１３なんですけど、間１３について、今後利用したいと思いますかという問だけなんです。例えばママ・パパ教室を使っている方が、現在は利用してないけど新たに利用したい。しかし、次の保健センターの相談事業は既に利用していて日数を増やしたい、とかその項目ごとに違うと思うんです。この場合、間１３はどう答えたらよいのでしょうか。

議長（吉倉委員）

５ページ目の、現在以下の地域子ども支援事業を行っている、ここを利用したことがある、または、聞いたことある、知らなかったというような設問に答えて、その次に、今後の利用についてとなっている。この設問ですと、まとめて該当するようになっているけれども、これは個別に答えるようにするべきではないのかという、そういうご質問でよろしいですか。

事務局さんいかがでしょうか。

事務局（佐藤主幹）

こちらについては、どういう項目で答えたかということ、下の利用したい利用したくないというところで、クロスをさせて、傾向等を見るというふうにしたいと考えております。

議長（吉倉会長）

今のお答えですと、上のその利用状況と今後まとめてのお答えでクロスをすると。

事務局（染谷課長）

こちらの調査票のイメージですと、別個の質問のように見えますけれども、それぞれの項目ママ・パパ、保健センター、それぞれに対して問13の回答をするような形になると思います。

議長（吉倉会長）

紙面ではこういうふうになるけれども、そうではなくて、Webで回答するときには、この次の項目ではきちんとクロスをしているということですか。それでよろしいでしょうか。

他にいかがでしょうか。

大木委員

1ページの間2なんですけれど、例えば就学前でも、お子さんが2人、3人っている家庭があると思います。一人一人にこの調査票が来るのでしょうか。

事務局（佐藤主幹）

住民基本台帳から、各年齢ごとのお子さんを何人というふうに抽出しまして、そのお子さんに対して回答していただくということになりますので、回答は、宛名の子どもの保護者様に回答していただきます。

大木委員

そうすると、例えば2人就学前のお子さんがいた場合は、2回答するということですか。

議長（吉倉会長）

今の説明は、お子さん1人について調査票を送付するので、その家庭に2人いるからといって2件ではなくて、4人子どもがいるとするとそのうち誰に当たるかわからないですけども、その年齢層の子で抽出されたその子について答えるということによろしいですか。

事務局（佐藤主幹）

お子さんの名前で調査票をお出ししますので、そのお子さんについて、回答していただくということになります。

大木委員

例えば2人就学前の子どもがいて、その2人に来ることはないんですね、1つしか来ない。

事務局（佐藤主幹）

そうです。例えば双子の方がいても、双子の方の、1人のお名前で届いたらその宛名のお子さんのことについて回答していただくということで考えております。

議長（吉倉会長）

今私も再認識しました。双子さんであっても、この子どもということでアンケートをお願いするということです。

他にいかがでしょうか。よろしいですか。

それで次に、子どもの生活状況調査について、事務局から説明をお願いいたします。

事務局（佐藤主幹）

（資料3-1、資料3-2、資料3-3に基づき説明）

議長（吉倉会長）

ありがとうございました。

先行してご質問もあった部分もございますけれども、資料3-1、2、3について、ご説明がございました。もう既に同調査を市内4校で実施しているということで、それに則ってその上に母数を広げる。そして傾向をきちんと掴むという意味で、全校に広げるというようなご提案がございました。いかがでしょうか。

それでは、ご意見も等もないようでございますので、子どもの生活状況調査については、以上にいたします。

(2) その他

議長（吉倉会長）

それでは、(3) その他にいてよろしいでしょうか。

事務局さんお願いいたします。

事務局（内藤）

事務局から次回の審議会の開催予定についてお知らせいたします。次回は3月の下旬に会議の開催を予定しております。現時点ではまだ日程等が決まっておきませんので、決まり次第、また皆さまに通知をお送りさせていただきますので、ご確認いただきますようよろしくお願いいたします。

事務局からは以上でございます。

議長（吉倉会長）

それでは、その他ということで、今今回の開催予定ということで、ご提案がございました。スケジュールを見ると本当にタイトで、大変かなというふうに思いますけれども、委員の皆さまにはまたご協力のほどよろしくお願いいたします。

それでは以上をもちまして、本日予定していた議事が終了となりました。

議長の座を解かせていただきます。ご協力ありがとうございました。

3 閉 会

司会（染谷課長）

閉会にあたりまして、嶺副会長よりご挨拶をいただきたいと存じます。お願いいたします。

嶺副会長

はい。では、終わりということですが、私、学校に勤めておりまして、昨日、3学期の始業式を迎えました。始業式では、1月1日の能登半島の大地震で被災された皆さまのお見舞いと復興を願って、まず最初に全員で黙祷をしたところです。

それと同時に、これは嬉しいことだったんですけども、全国で知らない人はいないと思うのですが、メジャーリーガーの大谷翔平選手から贈られましたグローブが久喜市内の小学校にも届きまして、昨日披露をしました。子どもたちも非常に嬉しく、早く使いたいなという様子でございました。学校では使う順番と、それから使うにあたってと保管管理の仕方についての約束事を決めた上で、どんどん使ってねというお話をしました。

大谷選手なんですけど、野球しようぜというメッセージをカードに書いて、もちろん印刷ですけれども、全校に送ってくれたんですけども、その他にも、お手紙メッセージが届きました。その中で、グローブを寄贈させていただく機会を作ってもらい、とても感謝していますという表現がありました。若干違うかもしれませんが、学校だよりも書いたんですけども、させていただくじゃなくて本当に感謝してるのは、寄贈してもらった私たちなんだよなど。そこを、こういう機会作ってもらえて感謝してるんだって感じる大谷選手の心ってすごいなあ、人間性ってすごいなというふうに感じているところです。

どういうふうに教育したらこういうふうになるのかなと考えながら、1人1台端末のお話も先ほど出たんですけども、もちろんそういう方も、教え、学び、使えるようにしていかなくてははいけないし、でもそれを使うのは人であって、人が正しい判断ができず、正しい使い方ができず、そのまま使用してしまうと、やっぱり人に嫌な思いをさせることになるだろうなということその人の心を育てる、そして教えていくという教育をこれからもしっかりしていかななくては、学校ではこういうふうにしていかなくてはと考えていたところです。

